

令和7年度 神戸市障害者優先調達推進方針の概要

(障害者優先調達推進法第9条第1項関係)

(令和7年4月1日神戸市長決定)

1 基本的方向

- (1) 意義：率先して障害者就労施設等からの物品・役務の調達を推進し、民間部門へも取り組みの輪を広げ、障害者就労施設等からの物品・役務に対する需要を増進することが重要
- (2) 考え方：① 分野を限定することなく調達に努める ② 他の施策や行政目的との調和を図る

2 調達推進に関する基本的事項

- (1) 考え方
- ① 調達可能性の幅広い検討
 - ② 神戸市域における受注機会の拡大
 - ③ 神戸ふれあい工房等の活用
- (2) 留意点
- ① 予算の適正な使用等との調和
 - ② 仕様、適正価格、競争参加機会の確保
 - ③ 納期設定等に関する配慮

3 情報提供に関する基本的事項

- ① ホームページへの掲載等 ② 調達の計画を提供するための仕組みの検討 ③ 調達に際しての説明

4 重要事項

- (1) 適用範囲
市の全ての組織
- (2) 目標設定
市内中小企業等に配慮しつつ、各局室区で、令和6年度実績額を上回る。
- (3) 周知・啓発
庁内・市民・事業者への情報提供など
- (4) 外郭団体への協力要請
- (5) 公契約における障害者の就業促進のための措置の検討
- (6) 実績の概要の取りまとめと公表
各局室区の協力を得て、会計年度終了後、すみやかに公表

参考

- 市内の主な施設状況 就労継続支援A型事業所 58箇所 就労継続支援B型事業所 300箇所 ※R7.3.3
- 市の調達実績(R5年度) 局室区640,452,002円(165件) (参考)外郭団体60,529,665円(157件)
- 市の調達実績(R4年度) 局室区634,337,554円(158件) (参考)外郭団体64,393,031円(100件)